

証拠説明書 17

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

平成29年6月23日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

外

(甲B号証)

| 甲B号証 | 表題 | 作成者 | 作成(発行)年月日 | 原本/写しの別 | 頁 | 項目 | 立証要旨 | 立証趣旨 | URL | 備考 |
|------|-------------|--------|------------|---------|--------------------|----|------|--|-----|----|
| 72 | 御前崎南岸海岸写真 | 原告 | 平成29年4月24日 | 写し | | | | 御前崎南岸海岸で、浜岡原発基地の岩盤が見られること。 | | |
| 73 | 浜岡原発近隣逆断層写真 | 原告 | 平成29年4月24日 | 写し | | | | 向斜軸に平行な逆断層を中電の敷地境界から150m北で発見したこと。強変形帯を挟んで両側の健岩部が逆断層の状態であること。この逆断層においては地震時に摩擦熱によって生成されるガラス様の固形物も確認されたこと。 | | |
| 74 | 御前崎地域の地質 | 杉山雄一他 | 昭和63年8月22日 | 写し | 全 | | | 褶曲構造の活動はプレート運動による地殻変動であり、いわば「活褶曲構造」といふべきものであって現在も活動中であること。 低位段丘の上面には御前崎礫層がのり、浜岡原発直近の白羽断層では6mの垂直変位が見られること。 | | |
| 75 | 日本の活断層 | 活断層研究会 | 平成3年3月25日 | 写し | 9頁 210頁 211頁 | | | 白羽断層を始めとする御前崎段丘に存在する各断層の上載地層は6万年前の海浜礫層であり、これらにずれが確認されているところから活断層であることが確実にされていること。 | | |

| 甲B 号証 | 表題 | 作成者 | 作成(発行)年月日 | 原本/写 しの別 | 頁 | 項目 | 立証要旨 | 立証趣旨 | URL | 備考 |
|----------|--|-----|------------|-------------|---|----|------|---|-----|----|
| 76 | 第120回原子力発電所の 新規性基準適合性に係る 審査会合資料1-1(抜 粋) | 被告 | 平成26年6月20日 | 写し | | | | 被告作成の資料では、御前崎台段丘の各断層の表記が「リニアメント」と書き換えられていること。被告は浜岡原発から遠方の芹沢断層(ただし表記は「リニアメント」以下同)、広沢断層、掛川市北方については現地踏査の状況を報告しているが、肝心の白羽断層は現地踏査の報告がないこと。 | | |
| 77 | 第343回原子力発電所の 新規性基準適合性に係る 審査会合資料2(抜粋) | 被告 | 平成28年3月18日 | 写し | | | | 被告が「褶曲構造(A-18グループ、A-17グループ、御前崎台地～御前崎南方沖の褶曲群)は、現在とは異なる古い堆積盆(前弧海盆)の内部に形成された褶曲構造であり、中期更新世の末頃までに活動を停止したと考えられる。」と評価していること。 | | |
| 78 | 第370回原子力発電所の 新規性基準適合性に係る 審査会合資料1(抜粋) | 被告 | 平成28年6月17日 | 写し | | | | 平成28年6月17日第370回審査会合において被告は、A-17グループに対する判定を改め、女神背斜から比木向斜において、北端のo-o'断面から南端のNo. 8測線までの14.1kmを「震源として考慮する活断層」と評価し「A-17断層」としたこと。 | | |
| 79 | 第413回原子力発電所の 新規性基準適合性に係る 審査会合資料2(抜粋) | 被告 | 平成28年11月4日 | 写し | | | | 褶曲構造は、プレート運動にその起源を持つダイナミックな運動の成果であり、御前崎周辺の地形、断層の生成に強い影響を持つものであると被告が認めていること。被告がA-17断層の判定をさらに改め、長さ15.7kmに延長したこと。 | | |
| 80 | 第443回原子力発電所の 新規性基準適合性に係る 審査会合資料2-1(抜 粋) | 被告 | 平成29年2月17日 | 写し | | | | 「A-17断層」すなわち「A-17活断層」を構成する比木向斜軸は、浜岡原発敷地内を南北に縦断していること。被告が4号機及び5号機直下を南北に貫く断層の存在を明らかにし、この断層が御前崎周辺のプレート運動による褶曲構造によって生成されたA-17活断層帯の一部であると考えられると認めていること。被告が原発敷地南側の山肌の写真と敷地の地質図において、逆断層の表記を行わず、隠蔽していること。 | | |